

令和3年4月からの総額表示に関するリーフレット (財務省)

2021年3月31日に「消費税転嫁対策特別措置法」が失効するに伴い、同法による価格表示の特例（税抜価格の併記、外税表示）も終了となります。そのため、2021年4月1日からは、消費者に対して商品の販売、サービスの提供等を行う事業者は、「総額表示（税込価格の表示）」を行う必要があります。

事業所様におかれましては、下記リーフレットをご参照のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

- [令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！](#)
＜財務省作成リーフレット＞
- [令和3年4月1日以降の価格表示について（財務省）](#)